

熊本県立玉名高等学校 部活動に係る活動方針

令和2年4月1日施行

1 本校の部活動

(1) 運動部活動

陸上部、男女バレーボール部、男女バスケットボール部、ソフトテニス部、テニス部、卓球部、水泳部、サッカー部、柔道部、剣道部、弓道部、ハンドボール部、バドミントン部、野球部、登山部

(2) 文化部活動

演劇部、音楽部、家庭部、器楽部、茶道部、書道部、美術部、百人一首部、ギター部、動画漫画部、箏曲部、放送部、写真部、英語部、科学同好会、華道同好会、文学同好会

2 目標

- (1) 部活動における生徒の主体的な活動を通して、自主性や創造性、奉仕の精神を養う。
- (2) 目標達成を目指し、部員同士が切磋琢磨することで向上心を養い、また協働することで良好な人間関係を構築する力を養う。

3 練習日、練習時間

(1) 練習日

- ア 1週間の練習日は、5日以内とする。このうち、毎週、平日のうち1日を休養日とし、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週又は次週に振替休養日を設けることとする。
- イ 定期試験の1週間前からは、練習を中止とする。
- ウ 長期休業中は、その意義を踏まえ、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設け、生徒に十分な休養を与える。夏季休業中の閉庁日は、練習しないこととする。

(2) 練習時間

- ア 平日は長くとも2時間程度、休業日(学期中の週末も含む)は3時間程度とする。
- イ 完全下校時間を厳守する。
- ウ 校長は、学校の特色、生徒の実態、競技の特性及び大会スケジュール等により、上記(1)ア及び(2)アを超えて練習日・練習時間を設定することができる。ただし、その場合であっても、休養日を週1日以上設けることとし、さらに、週当たりの練習時間については16時間未満を目安として設定することとする。

(3) 完全下校時間

平日(4月～10月)	19:30
平日(11月～3月)	19:00
休業日及び長期休業期間(4月～10月)	18:00
休業日及び長期休業期間(11月～3月)	17:30

(4) 共通の休養日

ア 定期試験前後の一定期間

5月14日～22日(1学期中間考査)	9日間
6月20日～7月1日(1学期期末考査)	12日間
9月25日～10月3日(2学期中間考査)	9日間
11月15日～26日(2学期期末考査)	12日間
1月31日～2月12日(学年末考査)	13日間

イ その他

8月13日～15日(夏季学校閉庁日)	3日間
--------------------	-----

(5) 上記(3) 平日(11月～3月)の基準を超えた練習時間

大会の2週間前より練習時間を30分延長できるものとするが、この場合、希望する運動部は、「練習時間延長許可願」を提出することとする。大会は、高体連、高文連、高野連主催及び共催のものに限る。

4 生徒の安全確保

練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。気候変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。落雷等の危険がある場合はためらうことなく屋外での活動の中止や延期等を行うこととする。

5 練習試合、合宿等

練習試合や合宿等の実施にあたっては、部活動顧問が、練習相手、試合日、場所、時間、引率等について明記した「校外練習試合・合宿等許可願」を校長に提出し、承認を得る。

6

(1) 運動部活動：運動競技会への参加

運動競技会への参加は、高体連主催大会を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。なお、いずれの場合も運動部顧問は、大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した「大会・発表会等出場許可願」を校長に提出し、承認を得る。

(2) 文化部活動：大会等への参加

校長は、大会が学校教育活動の一環という判断の下、各部活動が参加する大会を精査する。文化部顧問は、事前に大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した「大会・発表会等出場許可願」を校長に提出し、承認を得る。

7 その他

(1) 部活動顧問会議

ア 年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図る。

イ 定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部費の徴収について

ア 部費等、取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理する。

イ 決算報告については、保護者に報告する。

(3) その他

部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を生徒指導部に提出する。また、それらを活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。保護者に対しても活動計画を周知し、部活動への理解と協力を得ることができるように努める。

※ゴシック体：熊本県の「高等学校における運動部活動の指針」と同じ部分